



# 那須

7 月号  
No.719  
2019年(令和元年)



表紙シリーズ

はぐくむ  
喜び

～農業の魅力～

## 難しいからこそ 丁寧に

音訳ボランティアの協力を得て、目の不自由な人のために音訳版広報那須を作成しています。詳しくは秘書広報係まで。

### 目次

タウントピックス	2
ほけんだより	13
生涯学習だより	15
図書館だより	18
タウンinformation	19
カメラスケッチ	24
みんなの広場	26
「殺生石」物語考	30

## 春の褒章



藍綬褒章  
相馬文夫さん

相馬さんは、平成7年に民生委員・児童委員に任命され、現在も

## 春の叙勲



瑞宝小綬章  
飯島芳さん

飯島さんは、昭和48年4月東京地方検察庁に入庁し、法務省刑事局で4年間、宇都宮地方検察庁で5年間勤務した後、昭和60年4月

令和元年春の叙勲で、飯島芳さん（大島）が瑞宝小綬章を、令和元年春の褒章で、相馬文夫さん（茅沼）が藍綬褒章を授章されました。

副検事に任官しました。大阪・東京・札幌・宇都宮地方検察庁管内で、検察官として犯罪者、参考人等を取り調べ、警察などと協力して証拠を収集、犯罪の真相を解明し罰すべき事案であれば公訴を提起し、適正な刑罰が科されるよう、27年間の永きにわたり、捜査、公判などに尽力されました。

この間、東京区検察庁刑事部長などを歴任し、犯罪被害者等の心情に寄り添いながら多くの事件にあたり、社会秩序を維持し安心安全な社会の実現に向け、職務に取り組みました。

地域の良き相談役としてご活躍されています。この24年の間、那須町民生委員児童委員協議会会長、那須町高久地区社会福祉協議会会長、那須町社会福祉協議会副会長を歴任し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに尽力されています。その功績が認められ、平成29年にも、社会福祉功労者厚生大臣表彰を受賞しています。

現在も、地域の見守りや地域福祉活動をとおして、社会福祉の発展に貢献されています。

## 株式会社セブン-イレブン・ジャパンと新たに協定を締結



の協定を締結していますが、さらなるネットワークの拡大を図るため、6月21日、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと新たに協定を締結しました。

### ▼主な協定の内容

- 見守り活動の留意点は「さりげない見守り、声かけ」
- ・日々の営業活動に支障がない範囲での見守り。
- ・町は通報があった場合速やかに対応・支援を行う。
- 異変の気付き「いつもと違う状態に気付いたとき」
- ・最近元気がないけど、病気かな。
- ・数日間、本人の姿を見かけていない。

町では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりを目指し「高齢者見守りネットワーク事業」を推進しています。すでに、44の事業所とこ

▼問合せ 保健福祉課福祉係  
☎ 6917

## 町税等の納付は、簡単・便利な口座振替をご利用ください

### ▼取扱金融機関

足利銀行、那須信用組合、那須野農業協同組合、大田原信用金庫、栃木銀行、福島銀行、白河信用金庫、みずほ銀行、ゆうちょ銀行

税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

▼申込方法 「町税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要です。

▼対象税目 固定資産税、町県民税、軽自動車税、国民健康保険

▼申込み・問合せ 税務課収税係  
☎ 6904

## 6月議会定例会

### 那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定など9議案を可決

令和元年第3回那須町議会定例会が5月31日から6月10日までの11日間開催され、9議案が可決されました。

主な議案は次のとおりです。

【那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定】

※左記事に詳しく掲載。

【那須町の森を育む基金条例の制定】

国における新たな森林経営管理制度により、所有者自ら適切な管理が見込めない森林について、町が主体となって森林整備・管理を行うほか、木材利用の促進等に必要なる事業の財源に充てるため、国から配分される森林環境譲与税を積み立てる基金を設置するものです。

### 那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を制定しました

那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備を設置する事業との調和を図り、本町の美しい自然環境、魅力ある景観を維持するとともに、安全安心な生活環境の保全に寄与することを目的に本条例を制定しました。

▼施行日 令和元年10月1日

▼条例の概要

①自然環境、魅力ある景観および安全安心な生活環境の保全のため必要と認められる区域を抑制区域として指定しています。

②抑制区域を含む地域では10kw以上、抑制区域外では50kw以上の

【那須町水道給水条例の一部改正】  
給水区域拡張により寄居地区の一部が給水可能になることから、加入金について寄居本郷、中重、寄居大久保および山中地区を追加するものです。

【補正予算】  
令和元年度一般会計予算について、国の補助事業であるプレミアム付き商品券事業の実施に係る事務経費として930万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ118億2,930万円とするものです。



太陽光発電設備で事業を行おうとするときは、町長の許可が必要となります。

③抑制区域外で10kw以上50kw未満の太陽光発電設備で事業を行ううとするときは、届出が必要となります。

▼主な抑制区域 国立公園、県立自然公園、地域森林計画の森林の区域、農地、農用地区域、景観形成重点地区など

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ 環境課環境保全係  
☎(72)6916

### 税務署から感謝状が贈呈されました



6月12日、町長室で大田原税務署長から町に感謝状が贈呈されました。町では、平成30年分の所得税確定申告から電子申告システム(e-TAX)を活用し、確定申告書データを大田原税務署へ電子

### 薪ストーブ等の焼却灰の収集を再開します

薪ストーブ等の焼却灰は放射能の影響により収集を停止していましたが、放射能が低減したため、家庭から排出された焼却灰の収集を再開します。排出方法については次のとおりです。

▼排出方法 燃えるごみ用指定袋(黄色の袋)に入れて排出

※地域のごみステーションに排出する場合は、可燃ごみ収集日に1世帯2袋以内でお願いします。なお、排出する際は周囲に灰が飛散

送信する「データ引継」を実施しました。これは、大田原税務署管内3市町(那須町、那須塩原市、大田原市)が税務署と一丸となり取り組んだ施策です。この度、この取り組みが評価され感謝状が贈呈されました。

この取り組みにより町で受け付けた確定申告書データを安全かつ迅速に税務署へ引き継ぐことが可能となり、税務署や町における事務処理も効率化され還付金の支払いが迅速化されるなど住民サービスの向上につながることでできました。今後も町では、効果的な施策を積極的に取り入れ住民サービスの向上と事務の効率化を図っていきます。

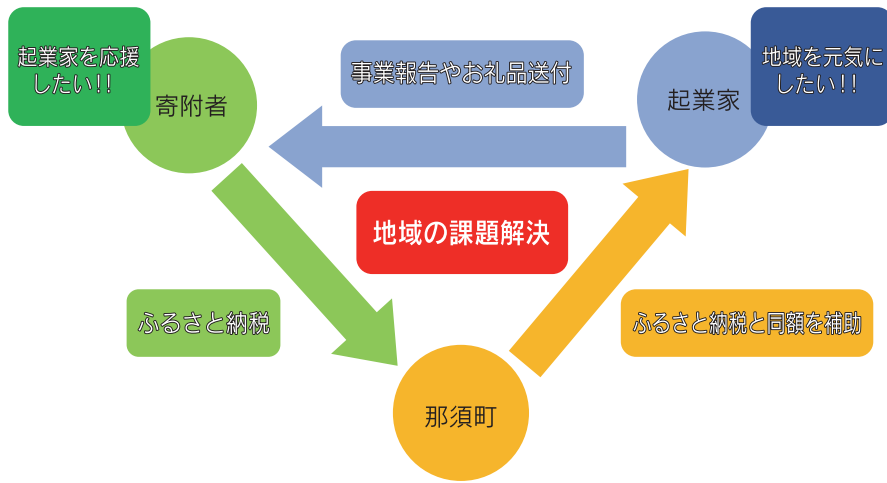
しないようご注意ください(内袋に入れるなど)。  
※クリーンステーション那須へ直接排出する場合は5袋以内です。  
※排出できず一時保管していた薪ストーブ等の灰も、右記のとおり排出してください。

▼問合せ  
○クリーンステーション那須  
☎(74)0420  
○環境課環境衛生係  
☎(72)6916

# あなたの夢を応援します!起業家募集!

## 那須町ふるさと納税起業家支援事業

町では、町内での起業を促進し、地域経済の活性化や雇用の創出を図ることを目的に、町内で起業または事業拡大をしようとする方（以下「起業家」という。）を対象に、クラウドファンディング型のふるさと納税の仕組みを活用した「那須町ふるさと納税起業家支援事業」を開始し、起業家を支援します。



## クラウドファンディング型ふるさと納税ってどんなもの?



ふるさと納税を活用して、町が認定した起業家を応援する仕組みです。地域課題の解決に資する事業や、地域資源を活用した事業、地域の雇用創出に資する事業を立ち上げる起業家に対し、インターネット等で広く、事業を応援したいと共感する方から、ふるさと納税で寄付を受け、その寄付額を町が起業家に補助金として交付します。町が契約するふるさと納税インターネット寄付受付窓口「ふるさとチョイス」を活用して広く資金を集めることができます。

### 事業概要

▼対象起業家 町内で新たに起業または事業拡大をしようとする方（住所要件あり）

### ▼対象事業

- ・ 地域課題の解決に資する事業
- ・ 地域資源を活用した事業
- ・ 地域の雇用創出に資する事業

### ▼支援内容

①町は、対象起業家が対象事業の立ち上げに必要な初期投資費用などの資金「目標額」達成に向

け、ふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス）に認定事業を掲載し、ふるさと納税の寄付募集（資金調達）を行います。（期間は最大3カ月間）

②町は、町ホームページ等に認定事業を掲載し情報発信を行います。

▼補助金の交付 ふるさと納税の寄付額（調達額）と同額を翌年度に起業家に交付します。

▼スケジュール

・ 7月1日～8月15日

・ 9月

那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金審査会で審査し、事業認定

・ 10月～12月

クラウドファンディングによる寄付金の受付

・ 翌年度4月～

クラウドファンディングによる寄付額と同額を補助金として交付

▼問合せ 企画財政課まちづくり係  
☎726906



## 次期一般廃棄物最終処分場に係る生活環境影響調査結果縦覧のお知らせ

私たちの家庭で発生したごみの焼却灰等を埋立処分する施設として、新たな最終処分場を令和4年（2022）年3月末までに那須町豊原乙地内に建設するにあたり、周辺環境への影響を調査・分析した結果について縦覧します。

▼縦覧期間 7月25日(休)まで

▼縦覧場所 那須地区広域行政事務組合、那須町環境課、大田原市生活環境課

※意見のある方は意見書を提出することができます。詳しくは、ホームページ（<http://www.nasukouiki.or.jp>）をご覧ください。那須地区広域行政事務組合では、安全・安心な施設を目指し、最終処分場の整備を進めています。

### ▼問合せ

那須地区広域行政事務組合  
☎0287-65-3611



# 7月21日(日)は 参議院議員通常選挙の投票日です 投票に行きましょう!

午前7時～  
午後8時



## ▼投票の方法

- ① 栃木県選出議員選挙  
候補者名を書いて投票
  - ② 比例代表選出議員選挙  
参議院名簿登載者名または政党  
名のいずれかを書いて投票
- ▼投票できる方
- ① 平成13年7月22日以前に生まれ  
た方
  - ② 平成31年4月3日以前に那須町  
の住民票が作成され、引き続き  
3カ月以上住民基本台帳に記録  
されている方

## 期日前投票

7月5日(金)～20日(土)

投票日に仕事や旅行などで投票に行けないときは、期日前投票ができます。

### ▼期日前投票所・投票時間

- 那須町役場1階町民ホール  
午前8時30分～午後8時
  - 高原公民館(湯本支所)  
午前9時～午後6時
- ▼入場券をお持ちください  
入場券は公示日(7月4日)以降

## 不在者投票

に郵送する予定です。なお、期日前投票を行うときは、入場券の裏面に宣誓書になっていますので、あらかじめ記入してお持ちください。

仕事や旅行などで他市町村に滞在する方は、不在者投票ができます。また、病院や介護施設(県指定施設)などに入院、入所している方は、その病院、施設等で不在者投票ができます。身体障害者手帳等をお持ちの方で郵便投票証明書書の交付を受けている方は、郵便による不在者投票ができます。

## 選挙公報

選挙公報は、7月11日以降に新聞折込で配布します。また、役場本庁、各支所等の町施設に配布するほか、県選挙管理委員会ホームページにも掲載します。新聞を購読していない世帯で郵送での配布を希望する場合は、町選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局  
☎726927



敬老祝金の交付対象者と祝金の額が変わります



平成30年度までは敬老祝金を、75歳以上の方に一律5千円交付していました。今後の少子高齢化を見据え、本年度から次のとおり敬老祝金の交付対象者と祝金の額を変更します。変更内容は県内の多くの自治体が節目の年に交付していることを考慮しています。

なお、祝金変更による予算の減額は、「那須町すこやかこども基金」に積み立てし、子育て支援事業等に活用します。

▼対象・祝金の額 その年の4月1日から翌年3月31日までの間に、次の年齢に達する方

- ・ 77歳(喜寿) 1万円
- ・ 88歳(米寿) 2万円
- ・ 100歳 15万円
- ・ 101歳以上 3万円

▼問合せ 保健福祉課福祉係  
☎726917

## 近隣市町敬老祝金交付対象者(参照)

令和元年7月1日現在

市町名	対象年齢・金額				
那須町	77歳 1万円	88歳 2万円	100歳 15万円	101歳以上 3万円	
大田原市	80歳 1万円	87歳 3千円 (商品券を予定)	100歳 5万円	101歳以上 2万円	
那須塩原市	80歳以上 2千円 (商品券) ※経過措置として 本年度は79歳以上	88歳 3万円	100歳以上 5万円		
那珂川町	80歳 5千円	85歳 1万円	90歳 1万円	95歳 1万円	100歳 10万円



▶ 昨年によしす



## 「まちづくり懇談会」を開催します

町民の皆さんの声を町政運営に反映させるために、まちづくり懇談会を開催します。

地域を活性化し、安心して子どもを産み育て、住み続けることができるまちづくりに向けて、皆さんの思いを町長と語り合ってみませんか。

今年度は、各地区4カ所で開催します。テーマは設けませんので、お近くの会場でぜひ皆さんのご意見、ご提案をお聞かせください。事前申し込みは不要です。どなたでも参加できますので、気軽に

## 住民意識調査のアンケートにご協力ください

町では、「第7次那須町振興計画後期基本計画」の策定にあたり、町民の皆さんのまちづくりへの考え方・意見等をいただき本計画に反映させるため、アンケートを実施しています。期限内の回答にご協力をお願いします。

▼ 回答期限 7月20日まで

▼ 対象 町内在住の20歳以上の町民2千人を無作為に抽出

▼ 調査方法 郵送による配布・回収

お越しく下さい。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

▼ 問合せ 総務課秘書広報係

☎ 726901

## まちづくり懇談会 開催期日・会場

開催期日	会場
7月25日(木)	伊王野基幹集落センター
7月29日(月)	高原公民館
8月1日(木)	芦野基幹集落センター
8月2日(金)	ゆめプラザ・那須

※時間は、午後6時30分から8時30分頃まで

※回答いただいた方を特定したり、個々の調査内容を他の目的に使用したりすることは一切ありません。

▼ 問合せ 企画財政課総合政策係

☎ 726906



## プレミアム付商品券事業を実施します

町では、10月に予定されている消費税・地方消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行・販売等の事業を実施します。

### ▼ 購入対象者

- ① 令和元年度の住民税非課税者
- ※ただし、課税者に扶養されている方や生活保護対象者は除きます。
- ② 3歳未満の子を育てている世帯主
- ※平成28年4月2日から令和元年9月30日までに出生した子がいる世帯の世帯主です。
- ③ ①②いずれにも該当する方は、両方の条件で購入ができます。

## 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

▼ 対象 国民年金第1号被保険者で出産(予定)日が平成31年2月1日以降の方

▼ 免除期間 出産(予定)月の前月から4カ月間

※多胎妊娠の場合は、出産(予定)月の3カ月前から6カ月間です。

※出産には、妊娠85日(4カ月)以上で死産、流産、早産した方も含みます。

### ▼ 受付開始日

出産予定日の6カ月前

### ▼ 購入可能額

① に該当する方 1人あたり2万5千円分の商品券を2万円で購入できます。

② に該当する方 3歳未満の子1人あたり2万5千円分の商品券を2万円で購入できます。

▼ 購入引換券 購入対象の方には、プレミアム付商品券の購入引換券を交付します。商品券を購入する際に、購入引換券を提示してください。

※購入引換券の申請方法や商品券の購入方法、販売場所等については、詳細確定後に広報紙や町ホームページでお知らせします。

▼ 問合せ 観光商工課商工係

☎ 726918

### ▼ 持ち物 年金手帳、母子健康手帳、印かん、身分を証明できるもの(運転免許証等)

▼ 申請場所 住民生活課または大田原年金事務所

### ▼ 問合せ

○ 住民生活課戸籍住民係

☎ 726908

○ 大田原年金事務所

☎ 0287-22-6311



# 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ

現在交付している「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」は、7月31日で有効期限が切れます。8月から使用できる保険証を7月下旬に郵送しますので、8月1日以降は新しい保険証をお使いください。

なお、有効期限の切れた保険証は使用できませんので、住民生活課または各支所にお返しください。

## 〈国民健康保険〉

保険証は世帯主宛てにお送りします。

### ▼保険税納付を忘れずに

特別な事情もなく保険税を滞納し、納税相談にも応じない場合には、保険証の制限を受けることがあります。

### ▼保険証が変更となったときは

那須町国民健康保険から社会保険等に保険証が変更となったときは、届け出が必要となりますので、新たに加入した保険証、国民健康保険証および印かんを持参の上、住民生活課または各支所に届け出てください。

届け出をしない場合、国民健康保険税は賦課され続けることとなりますので、変更となった日から14日以内に必ず届け出てください。

▼問合せ 住民生活課医療保険係  
☎ 6909

## 〈後期高齢者医療保険〉

保険証は加入している方宛てに、お送りします（封筒の色は茶色）。

▼次の方には認定証を同封します  
・過去に「限度額適用認定証」の交付を受けたことがあり、令和元年度の所得区分が基準額未満の方

・過去に「限度額適用認定証・標準負担額認定証」の交付を受けたことがあり、令和元年度の所得区分が基準額未満の方

所得区分が現役並み所得者1または2(※)に該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、世帯の全員が住民税非課税の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事も減額となります。該当する方は、住民生活課窓口で申請してください。

※所得区分については、栃木県後期高齢者医療広域連合のホームページをご確認ください。

▼問合せ  
○栃木県後期高齢者医療広域連合  
☎ 028・627・6805  
○住民生活課医療保険係  
☎ 6909

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給には申請が必要です

### 児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給します。

▼対象 次のいずれかに該当する18歳になった後の最初の3月31日までの児童（障がいの程度によって20歳まで）を監護・養育している方

- 父母が婚姻を解消した児童
- 母が未婚の児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が一定程度の重度の障がいの状態にある児童など

▼すでに支給している方  
児童扶養手当を受けている方は、毎年8月中旬に「児童扶養手当現況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送しますので、期間内に忘れずに提出してください。

### 特別児童扶養手当

精神または身体が中程度以上の



障がいの状態にある児童を監護する父または母、その児童を養育している方に支給します。

▼対象 精神または身体が中程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を監護する父または母、その児童を養育している方

▼すでに支給している方  
特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月12日から9月11日までの間に「特別児童扶養手当所得状況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送しますので、期間内に忘れずに提出してください。

### 共通事項

受給者または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合など状況によって支給しない場合もあります。

▼新たに申請する方  
手当を受給するためには、認定請求（申請）が必要です。申請が遅れると、手当の支給も遅れる場合がありますので、早めに申請してください。

また、所得が限度額を上回っていたこと等のため、申請をしなかった方は、その後の住所の変更や所得の変動等で、手当を受給できる場合がありますので、早めにご相談ください。

▼申込み・問合せ 住民生活課戸籍住民係  
☎ 6908

# 水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました

平成30年7月豪雨を教訓に内閣府は、「避難勧告等に関するガイドライン」を今年3月に改定しました。この改定に伴い、住民の皆さんが取るべき行動をよりわかりやすくするために、気象情報や避難勧告等の避難情報が5段階の警戒レベルに分けられました。町では、避難情報等の発令時には、警戒レベルとあわせた情報の発信を行います。



## 5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	<p><b>災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる</b></p>	<p><b>災害発生情報</b> ※可能な範囲で発令 ・大雨特別警報発表時は、避難勧告等の対象範囲を再度確認</p>	<p><b>大雨特別警報</b></p> <p><b>氾濫発生情報</b></p> <p>危険度分布</p>	5相当
4	<p>・危険度分布の「極めて危険」（濃い紫）出現時には、道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難になっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく</p> <p><b>速やかに避難</b> ・危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難</p>	<p><b>避難指示（緊急）</b> ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</p> <p><b>避難勧告</b></p> <p><b>防災体制</b> (災害対策本部設置)</p>	<p>土砂災害警戒情報</p> <p>氾濫危険情報</p> <p><b>極めて危険</b></p> <p>非情に危険</p>	4相当
3	<p>土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、</p> <p><b>避難準備が整い次第、避難開始</b> <b>高齢者等は速やかに避難</b></p>	<p><b>避難準備・高齢者等避難開始</b></p> <p><b>防災体制</b> (避難勧告の発令を判断できる体制)</p>	<p>※1</p> <p><b>大雨警報</b> <b>洪水警報</b></p> <p>氾濫警戒情報</p> <p><b>警戒（警報級）</b></p>	3相当
2	<p><b>ハザードマップ等で避難行動を確認</b></p>		<p>大雨警報に切り替える可能性が高い<b>注意報</b></p> <p>氾濫<b>注意情報</b></p> <p><b>注意（注意報級）</b></p> <p>大雨<b>注意報</b> 洪水<b>注意報</b></p>	2相当
1	<p><b>災害への心構えを高める</b></p>		<p>早期<b>注意情報</b>（警報級の可能性）</p>	

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）に相当します。「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

気象庁ホームページより引用

■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6901

### 防災のワンポイント

台風や大雨は、毎年大きな災害をもたらします。台風は、特に7月から10月にかけて、最も多く発生しますので、十分に注意しましょう。

#### ▼台風が接近する前の行動

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等さまざまなツールを利用し、最新の台風情報を手入れしましょう。
- ・家周りの点検、窓・雨戸の補強、浸水対策（漏電等）等を行います。
- ・ライフラインの断絶に備え、3日分の食料や飲料水を備蓄し、非常持ち出し品を準備しましょう。

#### ▼台風が接近してからの行動

- ・増水した用水路は、道路との境目がわからなくなるため、見回りは絶対にやめましょう。
- ・暴風や突風にあおられて転倒する危険があるため、屋外での作業は絶対にやめましょう。
- ・台風の接近に伴う、大雨や強風による事故に巻き込まれないよう、不要不急の外出は控えましょう。







## 今月の那須町消防団 練習の成果を発揮!

6月16日、町消防団の夏季点検と消防操法競技会が、東陽小学校校庭で行われました。

夏季点検では、団員一人ひとりの服装を、点検者の平山幸宏町長らが厳しい目で点検しました。続いて行われた消防操法競技会では、ポンプ車操法の部と小型ポンプ操法の部に分かれ、操作時の要領やタイム・吸管操作などの一挙一動について細かく厳しい審査が行われました。各部とも健闘し、早朝から夜遅くまで練習を重ねた成果を発揮しました。

結果は次のとおりです。

- ▼ポンプ車操法の部
  - 優勝 第3分団第4部 (沼野井)
  - 準優勝 第3分団第1部 (下町)
  - 第3位 第3分団第3部 (蓑沢)
  - 努力賞 第4分団第1部 (小島)
- ▼小型ポンプ操法の部
  - 優勝 第3分団第1部 (梁瀬)
  - 準優勝 第3分団第4部 (稲沢)
  - 第3位 第4分団第1部 (大島)
  - 第4位 第3分団第2部 (上郷)
  - 第5位 第4分団第2部 (菱喰内)
  - 努力賞 第2分団第5部 (寄居)

▼問合せ 那須町消防団事務局  
(那須消防署内) ☎ 5923



▶第3分団第1部 (梁瀬) のみなさん



▶第3分団第4部 (沼野井) のみなさん



※参加条件、注意事項がありますので、町ホームページをご確認ください

- ・公売保証金 1,700,900円
- ・見積価額 17,009,000円
- ・土地 那須郡那須町大字高久甲字西山6039番3他4筆
- ・建物 那須郡那須町大字高久甲字西山6039番4

▼公売 (入札) 日時 7月25日(木) 午前10時~10時10分

▼場所 正庁 (役場本庁3階)

▼公売方法 入札

▼公売物件

### 滞納者から差押えた不動産を公売します

ただくか、お問い合わせください。

▼問合せ 税務課収税係 ☎ 6904



▶不動産物件は平成29年12月まで美術館として営業していました

あわせて登録  
備えて安心

### 那須町安全安心メール ヤフー! 防災速報

#### 【那須町安全安心メール】

火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、QRコードを読み取ってアクセスしてください。



#### 【ヤフー! 防災速報】

現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。携帯電話やパソコンなどでURLを入力するかQRコードを読み取ってアクセスしてください。\*スマートフォン専用のアプリとメール版もあります。



■問合せ 総務課防災交通係 ☎ 72-6901

## 小中学校普通教室に エアコンを設置



昨夏の厳しい暑さを受け、猛暑対策が急務となっており、児童生徒の熱中症予防など安全で快適な学習環境を確保するため、町ではすべての町立小中学校普通教室にエアコンを設置しました。

■問合せ 学校教育課庶務管理係  
☎72-6922

## 中学生学力フォローアップ事業 指導者募集

- ▼内容 長期休業中（夏・冬・春）の中学生対象の学習会での指導（英語・数学中心）とコーディネート
- ▼勤務日数 長期休業中（夏季・冬季・春季）16日程度（夏8日、冬・春4日）
- ▼時間 午前・午後各3時間程度
- ▼勤務場所 町内中学校
- ▼賃金 1時間1,300円（交通費込み）
- ▼募集人員 19名
- ※教員免許所有者、経験者歓迎
- ▼申込み 学校教育課にご連絡ください。必要書類等をお渡しします。
- ▼締切り 7月18日（木）
- ※詳しくはお問い合わせください。
- ▼問合せ 学校教育課  
☎⑦2 6922

### 熱中症に気をつけて！

暑い夏を元気に過ごすため、しっかりと予防しましょう。

- ▼熱中症予防のポイント
  - ・室温28℃を超えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう。
  - ・のどが渇かなくてもこまめに水分を補給しましょう。
  - ・外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策もしましょう。
  - ・無理をせず、適度に休憩を取りましょう。
  - ・日頃から体を動かし、汗をかいて暑さに慣れた体をつくりましょう。
- ▼問合せ 那須地区消防本部  
☎0287・28・5119

## 令和元年度国民年金保険料免除・納付猶予申請 および学生納付特例申請はお済みですか？

本人、世帯主、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、国民年金保険料の全額または一部の納付が免除されます。

また、学校教育法に定める大学等に在学する方で、前年所得が基準額以下の方は、猶予（先送り）申請をすることができます。

- ▼申請場所 住民生活課または大田原年金事務所
- ▼持ち物 印かん、年金手帳

※学生の方は、在学証明書または学生証（裏面も含む）の写しも必要です。

- ▼問合せ
  - 住民生活課戸籍住民係  
☎⑦2 6908
  - 大田原年金事務所  
☎0287・22・6311

## 看板改善の補助制度は本年度までです！



看板などの簡易広告物を除く  
○改善費用が諸経費等を除き、1基につき2万円以上のもの  
○その他要綱に定めるもの。

- 町では、平成24年度から、看板（屋外広告物）の撤去、改修および移設にかかる費用の一部を助成しています。町の財産であるすばらしい景観をさらに守り育てていくために、ぜひ補助金を活用し、良好な景観の形成に努めましょう。
- ▼実施期間 令和2年3月31日まで
- ▼補助対象
  - 広告板・塔、壁面広告物など（置

- ▼補助金の額等
  - ・申請は所有者等、一者につき1回限り
  - ・補助割合は事業費（諸経費等含む）の50～70%で、限度額50～70万円
- ※看板の改善基数による変動があります。また、複数の者による共同申請もできます。
- ▼問合せ 建設課景観係  
☎⑦2 6907



# 町民バスフリー乗降制の試験運行

7月1日から町民バスの一部区間でフリー乗降制の試験運行を開始します。



▼フリー乗降制とは バス停留所以外でも路線上の任意の位置でバスに乗降できる制度です。

○乗車時 対象区間の乗車側でバスに向かつて手をあげてください。

○降車時 乗車の際に、運転手に降車する場所（目印になる建物等）を伝えてください。

※安全確保のため、必ず運転手の指示に従ってご利用ください。

▼試験運行期間  
7月1日～9月30日

▼対象路線・区間  
①湯本線 池田停留所～ゆめプラザ前停留所間  
②追分～黒磯駅線 追分停留所～愛宕前停留所間

▼注意事項 運行の安全性を考慮し、交通量の少ない区間で行います。また対象区間でも、次に該当する地点ではフリー乗降を行いません。

- ・カーブ、交差点、坂道、トンネルおよびその周辺地点
- ・道路幅が特に狭い地点
- ・駐車中の車があつて、バスの停車が不相当と思われる地点
- ・その他運転手が危険と判断した地点

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ ふるさと定住課公共交通係 ☎(7)6955

## 農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農地は限りあるかけがえのない資源であることから、有効に利用したいものです。遊休農地が発生すると、雑木・雑草の繁茂、病虫害の発生、鳥獣害の発生等、環境の悪化につながります。また、農地は一度荒れてしまうと、耕作できる元の状態に戻すのに大変な手間と労力が必要となります。

このことから、農業委員会では農地パトロール(利用状況調査)を年1回実施し、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、さらに農地の違反転用の発生防止について重点的に取り組んでいます。

町では、8月から10月までを農地パトロール(利用状況調査)月間とし、農業委員、農地利用最適化推進委員が班を編成して地域ごとに巡回しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

農地の所有者や耕作者には、農地を農地として利用する責務があります。自ら耕作できない等農地の利用でお悩みの方は、早めに地元農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局にご相談ください。



## 農地パトロールの様子

### 農地法に関する農業委員会総会日・申請締切日の予定

農業委員会の総会で審議する申請書等には、受け付けの締切日があります。申請する方は申請書とその内容について、事前に農業委員会にご相談ください。

- 総会日 8月21日(水)
  - (締切日 7月31日(水))
  - 総会日 9月20日(金)
  - (締切日 8月30日(金))
- ※9月分まで記載。

▼問合せ 農業委員会事務局 ☎(7)6925



## 特定外来生物



# 「クビアカツヤカミキリ」に注意!

▲成虫は全体的に光沢のある黒色で、胸部(首部)が赤い

▼問合せ  
○環境課環境保全係

町内では確認されていませんが、成虫やフラス(木くずとふんが混ざったもの)を見つけた場合は、逃がさず捕殺し、ご連絡をお願いします。

クビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメなどバラ科を中心とした多種の樹木を加害する特定外来生物です。県内でも県南部で被害が確認されています。幼虫が生木に加害することで樹木を衰弱させ、落枝や倒木等の被害が発生する恐れがあり、農作物や生態系に被害が拡大する恐れがあります。

クビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメなどバラ科を中心とした多種の樹木を加害する特定外来生物です。県内でも県南部で被害が確認されています。幼虫が生木に加害することで樹木を衰弱させ、落枝や倒木等の被害が発生する恐れがあり、農作物や生態系に被害が拡大する恐れがあります。

## 生物多様性のこと一緒に考えてみませんか? オオハンゴンソウ駆除活動参加者募集

那須高原での繁殖が心配されている特定外来生物「オオハンゴンソウ」の駆除活動を町内の高校生・中学生とともに実施します。また、この活動後には、那須地域の生物多様性をフィールドで実際に学ぶ観察会も行います。ぜひご参加ください。

▼日時 8月7日(水)午前9時～午後1時30分  
※小雨決行、予備日なし。大雨・暴風が予想される場合は、前日までに中止決定をします。

▼活動場所 なす高原自然の家・八幡つつじ園地・那須平成の森フィールドセンター

▶排出されたフラスは褐色でカリントウ状のものが多い  
※写真は全て栃木県提供



○那須農業振興事務所  
☎0287-22-2826

○農林振興課農政係  
☎726911

☎726916

▼申込み・問合せ 環境課環境保全係  
☎726916

▼定員 40名(先着順)  
▼参加費 無料  
▼締切り 7月26日(金)

▼対象 どなたでも  
※小学生以下は保護者の同伴が必要です。

▼内容  
○午前の部 特定外来生物についての説明とオオハンゴンソウ駆除活動(八幡つつじ園地)

○午後の部 那須高原の自然学習プログラム(自由参加)  
※午後の部まで参加する方は、当日の昼食をお持ちください。

## 空間放射線量測定結果

町で測定している町内30カ所の空間放射線量の測定結果をお知らせします。

測定結果は、町ホームページに掲載しているほか、役場で掲示しています。

測定日：令和元年6月6日

測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ

単位：マイクロシーベルト/時(μSv/h)

■問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940

### 【町内30カ所の測定結果】(測定の高さ：地上50cm)

測定場所	測定値	測定場所	測定値	測定場所	測定値
峠の茶屋駐車場	0.06	共同利用模範牧場入口	0.12	富岡集落センター	0.12
大丸駐車場	0.07	大谷福祉館	0.15	中央運動公園	0.13
県道中塩原板室那須線深沢橋	0.09	夕狩地区集会所	0.08	あたごハイツ	0.09
那須湯本駐車場(那須高原観光案内センター前)	0.08	千振公民館	0.15	田中地区コミュニティセンター	0.14
湯本支所	0.11	逃室地区集会所施設	0.13	芦野支所	0.12
県道那須高原線下守子バス停	0.14	大島コミュニティセンター	0.10	追分バス停	0.11
室野井公民館	0.10	大同集落センター	0.14	養沢生活改善センター	0.13
道の駅 那須高原友愛の森	0.13	成沢地区集落センター	0.11	伊王野支所	0.12
池田地区農村センター	0.14	境の明神	0.10	道の駅 東山道伊王野	0.12
県道那須西郷線大沢交差点	0.08	寄居集落センター	0.10	稲沢公民館	0.08